

事務事業チェックシート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
			○	

事務事業No 630 事業名 特別支援教育支援員等派遣事業

[事業基本情報]

分野別目標	5	子どもが輝き、文化が薫る教育のまち
政策	1	学校教育の充実
施策	3	小・中学校教育の充実
基本方針	4	特別支援教育の充実

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費
	その他		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務
	その他		
会計・予算区分	会計		一般会計
	款		教育費
	項		教育総務費
	目		教育振興費
	大事業		教育振興事業
事項		特別支援教育支援員派遣事業	

事業種別	継続	主な事務事業	○
事業期間	平成20年度	～	永年
事業実施の根拠法令	学校教育法第104条第4項、同法第104条第5項、同法第104条第6項、同法第104条第7項、同法第104条第8項、同法第104条第9項、同法第104条第10項、同法第104条第11項、同法第104条第12項、同法第104条第13項、同法第104条第14項、同法第104条第15項、同法第104条第16項、同法第104条第17項、同法第104条第18項、同法第104条第19項、同法第104条第20項、同法第104条第21項、同法第104条第22項、同法第104条第23項、同法第104条第24項、同法第104条第25項、同法第104条第26項、同法第104条第27項、同法第104条第28項、同法第104条第29項、同法第104条第30項、同法第104条第31項、同法第104条第32項、同法第104条第33項、同法第104条第34項、同法第104条第35項、同法第104条第36項、同法第104条第37項、同法第104条第38項、同法第104条第39項、同法第104条第40項、同法第104条第41項、同法第104条第42項、同法第104条第43項、同法第104条第44項、同法第104条第45項、同法第104条第46項、同法第104条第47項、同法第104条第48項、同法第104条第49項、同法第104条第50項、同法第104条第51項、同法第104条第52項、同法第104条第53項、同法第104条第54項、同法第104条第55項、同法第104条第56項、同法第104条第57項、同法第104条第58項、同法第104条第59項、同法第104条第60項、同法第104条第61項、同法第104条第62項、同法第104条第63項、同法第104条第64項、同法第104条第65項、同法第104条第66項、同法第104条第67項、同法第104条第68項、同法第104条第69項、同法第104条第70項、同法第104条第71項、同法第104条第72項、同法第104条第73項、同法第104条第74項、同法第104条第75項、同法第104条第76項、同法第104条第77項、同法第104条第78項、同法第104条第79項、同法第104条第80項、同法第104条第81項、同法第104条第82項、同法第104条第83項、同法第104条第84項、同法第104条第85項、同法第104条第86項、同法第104条第87項、同法第104条第88項、同法第104条第89項、同法第104条第90項、同法第104条第91項、同法第104条第92項、同法第104条第93項、同法第104条第94項、同法第104条第95項、同法第104条第96項、同法第104条第97項、同法第104条第98項、同法第104条第99項、同法第104条第100項		
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	学校教育課	林 素秀 (435-1139)	
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束	学校環境の整備（エアコン、洋式トイレ設置）、特別支援教室の充実			

1 事業概要及び実施内容

事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
特別支援教育支援員、介助員は、発達障害、肢体不自由のある児童生徒が在籍する学級において、児童生徒や教員（担任）を支援することにより学級運営の円滑化を図る。特別支援教育専門員が学校を巡回し、学校や特別支援教育支援員に対して専門的な指導助言を行うことで、個に合った個別の支援のあり方や校内での支援体制づくりの整備を進める。	学校長からの配置要望を受け、指導主事による学校訪問等による参観を実施後、特別支援教育支援員、介助員を配置する。支援員、介助員には、毎月支援記録を提出してもらうと共に、学期に1回程度指導主事による学校訪問を行い、実態把握や指導支援を行う。特別支援教育専門員が学校を巡回訪問し、支援の必要な児童生徒への効果的な指導支援の手立てを専門的な見地から助言指導をしてもらうことで、個別支援の充実、教育環境の改善を図る。				
実施内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	発達障害のある児童生徒に対して、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員及び介助員を派遣した。	発達障害のある児童生徒に対して、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員及び介助員を派遣する。個別の支援の充実、教育環境の改善を図るため、特別支援教育専門員が学校を巡回する。	発達障害のある児童生徒に対して、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員及び介助員を派遣する。個別の支援の充実、教育環境の改善を図るため、特別支援教育専門員が学校を巡回する。	発達障害のある児童生徒に対して、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員及び介助員を派遣する。個別の支援の充実、教育環境の改善を図るため、特別支援教育専門員が学校を巡回する。	発達障害のある児童生徒に対して、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員及び介助員を派遣する。個別の支援の充実、教育環境の改善を図るため、特別支援教育専門員が学校を巡回する。

2 事業コスト

事業費等 千円	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
	事業費	600	255	4,738		4,738		4,738		4,738
	伸び率 (%)	-	-	689.7%		0.0%		0.0%		0.0%
	人件費	常勤職員	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529	6,529
		非常勤職員	50,594	49,997	69,376	69,376	69,376	69,376	69,376	69,376
		小計	57,123	56,526	75,905	75,905	75,905	75,905	75,905	75,905
	国庫支出金									
	県支出金									
	市債									
	その他									
	一般財源（税等）	600	255	4,738		4,738		4,738		4,738
所要人数	常勤職員	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	
	非常勤職員	25.00	25.00	37.00	37.00	37.00	37.00	37.00	37.00	
主な予算内訳	費用弁償 888千円、報償金 3,850千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	特別支援教育支援員、介助員配置校数				年度目標値	35	55	60	65	71
					実績値	27				
	単位	校	全体目標値	71	全体目標達成度	年度別達成度	77.1%			
	特別支援教育支援員、介助員配置数				年度目標値	35	55	60	65	71
					実績値	25				
成果指標	配置率（配置校/配置希望校）				年度目標値	100	100	100	100	100
					実績値	48.2				
	単位	%	全体目標値	100	全体目標達成度	年度別達成度	48.2%			
					年度目標値					
					実績値					
	単位		全体目標値		全体目標達成度	年度別達成度				

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	立ち歩きや飛び出し、粗暴な言動等により落ち着いて学習に集中できない子ども、また通常の学級における発達障害等で困り感を持った子どもへの個別対応が急務である。
「見直し」 「改善」案	通常の学級における学習指導や生活指導、別室での取り出し指導を行い、落ち着いた教育環境づくりを推進するためには、特別支援教育支援員の人数増員が必要である。また、個別の支援のあり方や支援体制づくりの充実に向けて、特別支援教育専門員を巡回訪問させたい。